

遺言書

文例（下書き用・本文は必ず手書きしてください）

※ この用紙は下書き用の文例です。本文は全文を自書する必要があります（民法968条1項）。添付する財産目録だけはパソコンで作成できますが、その目録の毎葉（両面に記載があるときは両面）に遺言者が署名し、印を押さなければなりません（同条2項）。

----- ここから下を書き写す -----

遺言者 山田 太郎 は、この遺言書により次のとおり遺言する。

第1条

遺言者は、別紙財産目録1記載の不動産を、妻 山田 花子（1962年5月3日生）に相続させる。

第2条

遺言者は、別紙財産目録2記載の預貯金及び同目録3記載の有価証券を、長男 山田 一郎（1988年7月12日生）に相続させる。

第3条

遺言者は、別紙財産目録に記載のない財産及び本遺言作成後に取得した財産を、長女 佐藤 明子（1991年3月8日生）に相続させる。

第4条

遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男 山田 一郎を指定する。

第5条

遺言者は、この遺言の遺言執行者として長男 山田 一郎を指定する。

2 遺言執行者は、この遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有し、不動産の登記手続、預貯金及び有価証券の名義変更、解約並びに払戻しの請求をすることができる。

年 月 日

遺言者 住所

氏名

印

----- ここまで -----

※ 別紙の財産目録は、同じ書式の「財産目録（別紙・パソコン作成可）」を使ってください。本文と目録の番号（目録1・2・3）が一致していないと、どの財産を指すのか分からなくなります。法務局の保管制度を使う場合は、目録も片面のみに記載し、ページ番号を書きま